

## 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名           |
|-------|----------------|
| 27    | 健康増進法による健康増進事業 |

| 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言   |  |
|---|--|
| <p>新宿区は、健康増進事業事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。</p> |  |
| 特記事項  |  |

| 評価実施機関名  |  |
|----------|--|
| 新宿区長     |  |
| 公表日      |  |
| 令和4年 月 日 |  |

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

|          |   |
|----------|---|
| ①事務の名称   | 健康増進法による健康増進事業  |
| ②事務の概要   | <p>&lt;17条1項 関係事務&gt;</p> <p>(1)健康教育 保健センター等で医師、保健師、栄養士等を講師とした講演会、生活習慣病予防教室等を開催し、健康に関する正しい知識の普及を図る。</p> <p>(2)健康相談 医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等が保健センター等で、心身の健康に関する相談に応じるとともに、指導及び助言を行い、必要に応じて血圧測定等簡易な検査を行う。</p> <p>(3)訪問指導 療養上の保健指導が必要な者に対し保健師が訪問して指導を行い、必要に応じて、機能訓練、理学栄養士による家庭での機能訓練方法の指導、栄養士による栄養指導、歯科衛生士による口腔衛生指導を実施する。</p> <p>&lt;19条の2 関係事務&gt;</p> <p>(4)骨粗しきょう症 骨粗しきょう症の早期発見と予防のため、骨粗しきょう症予防検診を行う。予防検診事務</p> <p>(5)歯周疾患検診 口腔健康保持増進等を目的として、20歳以上の区民のうち希望する者に対し、歯周疾患検診(歯科健康診査)を実施する。</p> <p>(6)肝炎ウイルス 検診 40歳以上の新宿区健康診査対象者で受診歴のない希望者に対し肝炎ウイルス検診の同時実施を行い、40歳以上の新宿区健康診査対象外の区民に対し肝炎ウイルス検診の単独実施を行う。</p> <p>(7)無保険者に対する健康診査 40歳以上の無保険者に対して健康診査を実施する。</p> <p>(8)がん検診 生活習慣病予防対策の一環として、各種がん検診を実施し、がんの早期発見・早期治療に努めるとともに、がんについての正しい知識の普及及び啓発を図る。<br/>(対象 胃・大腸・肺がん:40歳以上、子宮頸がん:20歳以上偶数年齢女性、乳がん:40歳以上偶数年齢女性)</p> |
| ③システムの名称 | 保健情報(対人)システム、連携データベースシステム、団体内統合宛名等システム  |

## 2. 特定個人情報ファイル名

保健師活動支援ファイル、訪問指導ファイル、骨粗しきょう症予防検診ファイル、歯周疾患検診ファイル、基本健診ファイル、肝炎検診ファイル、各種がん検診ファイル

## 3. 個人番号の利用

|        |  |
|--------|--|
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一の項番76<br>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条<br>新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第2項 |
|--------|--|

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

|         |   |                                       |
|---------|---|---------------------------------------|
| ①実施の有無  | [ 実施する ]  | <選択肢><br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | (1)番号法第19条第8項 別表第二<br>情報照会の根拠 百二の二<br>情報提供の根拠 百二の二<br>(2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令<br>情報照会の根拠 第五十条<br>情報提供の根拠 第五十条 |                                       |

## 5. 評価実施機関における担当部署

|          |  |
|----------|--|
| ①部署      | (1)~(4)健康部東新宿保健センター、(5)~(8) 健康部づくり課      |
| ②所属長の役職名 | (1)~(4)健康部東新宿保健センター所長、(5)~(8) 健康部健康づくり課長 |

## 6. 他の評価実施機関

牛込保健センター・四谷保健センター・落合保健センター・保健予防課

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

|     |                                      |
|-----|--------------------------------------|
| 請求先 | (1)~(4)健康部東新宿保健センター、(5)~(8)健康部健康づくり課 |
|-----|--------------------------------------|

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

|     |  |
|-----|--|
| 連絡先 | (1)~(4) 健康部東新宿保健センター 〒160-0022 新宿区新宿7-26-4 Tel 03(3200)1026<br>(5) 健康部健康づくり課健康づくり推進係 〒160-0022 新宿区新宿5-18-14 新宿北西ビル4階 Tel 03(5273)3047<br>(6)~(8) 健康部健康づくり課健診係 〒160-0022 新宿区新宿5-18-14 新宿北西ビル4階 Tel 03(5273)4207 |
|-----|--|

## II しきい値判断項目

### 1. 対象人数

|                  |                 |  |
|------------------|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [ 1万人以上10万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か         | 令和3年12月1日 時点    |  |

### 2. 取扱者数

|                        |              |                                 |
|------------------------|--------------|---------------------------------|
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [ 500人未満 ]   | <選択肢><br>1) 500人以上<br>2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か               | 令和3年12月1日 時点 |                                 |

### 3. 重大事故

|  |          |                             |
|--|----------|-----------------------------|
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] | <選択肢><br>1) 発生あり<br>2) 発生なし |
|--|----------|-----------------------------|

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                           |  |  |
|---|--|--|
| [ 基礎項目評価書 ]                                     | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 | 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)          |  |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                          | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 3. 特定個人情報の使用                                    |  |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か         | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託                            |  |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                       | [ ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)    |  |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                        | [ ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続                           |  |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                          | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                           | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 7. 特定個人情報の保管・消去                                 |  |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                     | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 8. 監査   |  |  |
| 実施の有無   | [ ○ ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査                                     |  |
| 9. 従業者に対する教育・啓発                                 |  |  |
| 従業者に対する教育・啓発                                    | [ 十分に行っている ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない          |

## 変更箇所

| 変更日            | 項目                         | 変更前の記載   | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明   |
|----------------|----------------------------|--|---|------|-------------|
| 令和3年12月1日<br>名 | I 2. 特定個人情報ファイル            | 保健師活動支援ファイル、訪問指導ファイル、骨粗しょう症検診ファイル、歯周疾患検診ファイル、基本健診ファイル、がん検診ファイル | 保健師活動支援ファイル、訪問指導ファイル、骨粗しそう症予防検診ファイル、歯周疾患検診ファイル、基本健診ファイル、肝炎検診ファイル、各種がん検診ファイル   | 事前   | 情報連携開始に伴い変更 |
| 令和3年12月1日      | I 4. 情報連携ネットワークシステムによる情報連携 | ①実施の有無 実施しない<br>②法令上の根拠  | ①実施の有無 実施する<br>②法令上の根拠<br>(1)番号法第19条第8項 別表第二<br>情報照会の根拠 百二の二<br>情報提供の根拠 百二の二<br>(2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令<br>情報照会の根拠 第五十条<br>情報提供の根拠 第五十条 | 事前   | 情報連携開始に伴い変更 |
| 令和3年12月1日      | II しきい値判断項目                | 令和2年4月1日時点<br>1. 対象人数<br>いつ時点の計数か                              | 令和3年12月1日時点<br>1. しきい値判断項目<br>2. 取扱者数   | 事前   | 情報連携開始に伴い変更 |
| 令和3年12月1日      | IV 情報提供ネットワークシステムの接続       | 接続しない(入手・提供)<br>接続する(入手・提供)                                    | 接続する(入手・提供)<br>接続する(入手・提供)  | 事前   | 情報連携開始に伴い変更 |